



研修会・講演会等の開催を 支援します！

女性の社会参画の推進、女性問題の解決のための意識啓発に資するため、研修会、講演会、講座、シンポジウム等の開催に要する経費のうち、**講師等に係る謝金及び旅費を助成**します。(助成を決定した支援事業については、基金ホームページ上にて公表します。)

◆対象

- 対象活動：**企業、団体、グループ等が主催する研修会等**で、内容が本事業の趣旨に合いかつ参加者が20人以上のもの
 - *上記のほか、特定の政治的・宗教的活動又は営利・営業目的でないことなど、一定の応募条件があります

(研修会等の内容例)

- ・家庭・職場・地域における女性の地位向上
- ・女性の自立と社会参画の推進
- ・男性の家事(育児)参加の啓発、ワークライフバランスについて
- ・セクシュアル・ハラスメントに関すること
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)に関すること
- ・女性の視点から考える地域防災について など

- 対象経費：講師、保育士、手話通訳者等の謝金及び旅費で、団体等が負担するもの(団体等内部講師は除く)

◆助成限度額

(1) 5万円枠(年間で2団体程度)

◎対象団体等 非営利団体(NPO、任意団体等)

◎研修会等参加者 30人以上

*助成対象経費の3万円を超える部分については3/4を乗じた額(千円未満切り捨て)とします。

(2) 3万円枠(年間で6団体程度)

◎対象団体等 営利団体(企業)、非営利団体(NPO、任意団体等)

◎研修会等参加者 20人以上

*講師等の謝金及び旅費については別途要綱に定めるものとします。

◆申込期限

随時(研修会等の開催日1ヵ月前までに事前相談をして下さい)

*予算額に達し次第終了します。

申し込み・お問合わせ先

(公財) いしかわ女性基金

〒920-0861 金沢市三社町1-44 石川県女性センター内

TEL: 076 (234) 1112/FAX: 076 (234) 1130

*要綱・申請書等は、基金ホームページをご覧ください。
なお、申込書には代表者の押印が必要となりますので、パソコン等からのお申込みはできません。



研修会等開催支援申込みの流れ

1. 事前相談

- 開催内容（①研修会名称 ②開催日時 ③場所 ④開催趣旨 ⑤講師氏名 ⑥講師住所 ⑦講師略歴）を記載したものを、研修会等開催1ヶ月前までに、FAX 又は郵送でいしかわ女性基金事務局へお知らせ下さい。

2. 申込書の提出

- 研修会等開催支援申込書（様式1）、団体等の概要（様式2）、研修会等開催経費見積書（様式3）に必要事項を記載し、必要書類（講師プロフィール、研修会等の開催要項、チラシ、団体の概要や活動内容がわかる書類）を事務局へ提出して下さい。

3. 助成金の決定通知

- 申込書の内容を審査し、適当と認められた場合は、助成額を決定し、決定通知書を申込者へ通知致します。

4. 実施報告書の提出

- 研修会等実施報告書（様式4）、研修会等開催経費精算書（様式5）に必要書類（領収書（原本）、当日の写真、配布資料等）を添付し、事務局へ提出して下さい。

5. 助成金の確定通知

- 実施報告書の内容を審査し、適当と認められた場合は、助成額を確定し、確定通知書を申込者へ通知致します。

6. 請求書の提出

- 確定通知書を受領後速やかに研修会等開催支援助成金請求書（様式6）を事務局へ提出して下さい。請求書受領後、助成金をお支払いします。

※原則、助成金のお支払いは確定通知書を受領後になりますが、前払いを希望する場合は、決定通知書受領後、研修会等開催支援助成金前金請求書（様式6-2）を事務局へ提出して下さい。請求書受領後、助成金をお支払いします。

※ は申込者で行っていただきます。